

第6部

憲法と平和をめぐる

現状と課題

第1 基本的立場

我々法律家は、日本国憲法をめぐる改憲論やその他の諸問題に対しては、憲法の基本理念（基本的人権尊重、国民主権、恒久平和主義）を擁護する立場から

- ① 「個人の基本的人権を保障するために権力を制限する」という立憲主義の理念が堅持され、基本的人権の尊重・国民主権・恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されるべきこと、
- ② 「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を社会的使命とする者として、たとえ政治的色彩の強い問題であっても、憲法の基本原則（基本的人権尊重、国民主権、恒久平和主義）及びこれを支える立憲主義に反しないかを検討し、「法理論上の観点」から国民に対して問題提起を行うことは、法律家として当然の責務であると考えられること、
- ③ 憲法前文に平和的生存権を謳い、9条に「戦争を放棄し、戦力を保持せず、交戦権を否認」する旨を規定したことによる徹底した恒久平和主義は、過去の軍国主義の歴史と先の大戦の惨禍への深い反省に立つものであって、この憲法前文と9条が、戦後70年間我が国の戦争を防ぎ、平和を確保するために重要な役割を果たしてきたこと、及び、今日においても平和への指針として世界に誇りうる先駆的な意義を有し、かつ、ますます現実的意義を有していること、

等の認識を基本として、憲法違反の安全保障関連法が成立したという立憲主義の重大な危機の時代において、これを擁護するために積極的に活動すべきである。

今、我が国に求められているのは、何よりも憲法の基本原理にしたがって立法権・行政権を行使するという立憲主義の実質化・強化であり、徹底した恒久平和主義の理念のもとで、軍事力ではなく平和的方法による国際的な安全保障実現のためリーダーシップの発揮であることを改めて確認すべきである。